

## 届出により一般病床を設置可能となる診療所の基準について

(趣旨)

第1条 この基準は、診療所の開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）からの申出に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所（以下「届出診療所」という。）として医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の規定に基づく岩手県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に記載することについての知事からの諮問に対する答申に当たり、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）において、その適合を判断するため等に必要事項を定めるものである。

(対象診療所)

第2条 届出診療所として医療計画に記載する診療所は、次のとおりとする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療を行う診療所
- (4) 周産期医療を行う診療所

(基準)

第3条 前条に定める診療所の基準は、別表のとおりとする。

(増床)

第4条 届出診療所として医療計画に記載され、一般病床を設置した診療所において、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条第2項の記載に基づき、届出により一般病床の増床を行うおうとする場合の条件は、当該診療所が医療計画に記載された際に適用された前条の基準が、引き続き満たされていることとする。

(審査)

第5条 開設者等の申出に基づき、届出診療所として医療計画に記載することについて、知事から諮問があった場合、審議会は岩手県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）へ付議し、計画部会は、当該診療所に関し、第3条に定める基準に照らし判断し、その適否を岩手県医療審議会議長（以下「会長」という。）の同意を得たうえで、知事に答申することとする。

2 診療所の開設者の申出に基づき、届出診療所として既に医療計画に記載され、一般病床を設置した診療所における一般病床の増床について、知事から諮問があった場合、審議会は計画部会へ付議し、計画部会は、当該診療所に関し、前条に定める条件に照らし判断し、その適否を会長の同意を得たうえで、知事に答申することとする。

3 届出診療所として医療計画に記載された診療所に関し、当該診療所が医療計画に記載された際に適用された第3条の適合基準に係る事項に異動があったことを知事が把握し、当該診療所

の医療計画への記載継続の適否について諮問があった場合、審議会は計画部会へ付議し、計画部会は、第3条に定める基準に照らし判断し、その適否を会長の同意を得たうえで、知事に答申することとする。

4 審議会は、第1項から第3項の審査を知事に委任するものとする。

5 前項の審査の結果、知事が、適当と判断する診療所に係る事案については、審議会への諮問を要しないものとし、当該審査結果をもって答申に代えるものとする。

6 第4項の適合審査の結果、知事が適当と判断できない診療所に係る事案については、同項の規定にかかわらず、知事から諮問があった場合、審議会は計画部会へ付議し、計画部会は、その適否を会長の同意を得たうえで、知事に答申することとする。

(削除)

第6条 届出診療所として医療計画に記載された診療所から記載削除の申出があった場合又は同診療所が廃止された場合、知事は、審議会への諮問を要しないで、当該診療所に係る医療計画における届出診療所としての記載を削除できるものとする。

(報告)

第7条 知事は、第5条第5項及び前条の規定に基づき、審議会への諮問を行わず届出診療所に係る医療計画への記載及び医療計画からの削除を行った場合、その内容を直近の計画部会において報告するものとする。

(その他)

第8条 この基準の取扱いに関し、必要な事項は、審議会において別に定める。

附 則

この基準は、平成19年7月18日から施行する。

別表

区 分	適合基準
居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 (第2条第1号関係) ≪規則第1条の14第7項第1号に規定≫	在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っていること又は適用後に届出を行うことを確約すること。
へき地に設置される診療所 (第2条第2号関係) ≪規則第1条の14第7項第2号に規定≫	次のいずれにも該当すること。 1 直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される岩手県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」に設置すること。 2 入院機能を必要とする診療所であること。
小児医療を行う診療所 (第2条第3号関係) ≪規則第1条の14第7項第3号に例示≫	次のいずれにも該当又は適用後に該当することを確約すること。 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。
周産期医療を行う診療所 (第2条第1号関係) ≪規則第1条の14第7項第3号に例示≫	次のいずれにも該当又は適用後に該当することを確約すること。 1 産婦人科又は産科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。